

総務常任委員会

令和8年6月22日（月曜日）

総務常任委員会

令和8年6月22日（月曜日）

付議事件

《付託議案》

- 議案第 3 号 旭市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 4 号 東日本大震災による被災住宅の建替住宅等に係る固定資産税等の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 11 号 東総地区広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
- 議案第 13 号 財産の取得について（指揮車 1 台）
- 議案第 35 号 専決処分の承認について（旭市税条例の一部を改正する条例）
- 議案第 36 号 専決処分の承認について（旭市都市計画税条例の一部を改正する条例）
- 議案第 37 号 専決処分の承認について（旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

出席者（7名）

委員長	崎山華英	副委員長	永井孝佳
委員	松木源太郎	委員	伊藤房代
委員	宮内保	委員	金澤雅哉
副議長	井田孝		

欠席委員（なし）

傍聴議員（1名）

議員 常世田正樹

説明のため出席した者（20名）

副市長 柴 栄 男 秘書広報課長 寺嶋和志

行政改革推進課	大八木 利 武	総務課長	向 後 稔
企画政策課長	榎 澤 茂	財政課長	池 田 勝 紀
税 務 課 長	多 田 仁	市民生活課長	齋 藤 邦 博
保険年金課長	大 網 久 子	会計管理者	宮 内 和 美
消 防 長	常世田 昌 也	監査委員局長	森 田 貴 久
その他の担当職員	8名		

事務局職員出席者

事 務 局 長	穴 澤 昭 和	事務局次長	飯 笹 浩 一
事務局書記	加 瀬 哲 也		

開会 午前10時 0分

○委員長（崎山華英） おはようございます。

大変お忙しい中、お疲れさまです。梅雨のじめじめした日々が続いておりまして、体調万全でない方も多いかもかもしれませんが、クールビズの期間中でもありますので、皆さん体調に合わせて、上着等、調節いただければと、お願いいたします。

また、付託された議案につきましては、慎重かつ活発な審査を、委員の皆様におかれましてはお願いしたいと思います。

また、執行部の皆さんにおかれましては、簡潔明瞭で分かりやすい答弁を、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

ただいまの出席委員は6名、委員会は成立いたしました。

それでは、総務常任委員会を開会いたします。

本日、井田副議長にご出席をいただいておりますので、ご挨拶をお願いいたします。

○副議長（井田 孝） 皆さんおはようございます。

委員の皆さんにおかれましては、大変ご苦労さまでございます。

本日は、付託いたしました7議案について審査をしていただくこととなっています。どうぞ慎重なご審議をお願いいたしまして、簡単ではございますけれど、挨拶に代えさせていただきます。

では、崎山委員長、よろしくお願いします。

○委員長（崎山華英） 井田副議長、ありがとうございました。

議案審査のため、執行部の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して、柴副市長よりご挨拶をお願いいたします。

柴副市長。

○副市長（柴 栄男） 改めましておはようございます。

本日は、総務常任委員会の開催、大変お疲れさまです。

本日の委員会に審査をお願いいたします議案は、全部で7議案でございます。

内訳ですが、まず条例関係が2議案で、議案第3号、旭市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について。議案第4号、東日本大震災による被災住宅の建替住宅等に係る固定資産税等の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

次に、規約の制定に関する協議関係が1議案で、議案第11号、東総地区広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について。

次に、財産の取得についてが1議案で、議案第13号、指揮車1台の取得。

次に、専決処分の承認についてが3議案で、議案第35号、旭市税条例の一部を改正する条例の制定について。議案第36号、旭市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について。議案第37号、旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

執行部といたしましては、委員の皆様方からの質疑に対し、簡潔明瞭に答弁するよう努めてまいりますので、何とぞ全議案可決、承認くださいますようお願い申し上げます。

また、本日は、人事異動後初めての委員会でございますので、担当課長の紹介をさせていただきますと思いますが、委員長よろしいでしょうか。

○委員長（崎山華英） はい、お願いいたします。

○副市長（柴 栄男） ありがとうございます。

それでは、順次自己紹介をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○総務課長（向後 稔） 総務課長の向後稔と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○財政課長（池田勝紀） 財政課長の池田勝紀と申します。よろしくお願いします。

○企画政策課長（榎澤 茂） 企画政策課長の榎澤茂です。よろしくお願いいたします。

○税務課長（多田 仁） 税務課長の多田仁と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○秘書広報課長（寺嶋和志） 秘書広報課長の寺嶋和志と申します。どうぞよろしくお願い致します。

○行政改革推進課長（大八木利武） 行政改革推進課長の大八木利武と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○消防長（常世田昌也） 消防長の常世田昌也です。どうぞよろしくお願いいたします。

○会計管理者（宮内和美） 会計管理者の宮内和美と申します。どうぞよろしくお願い致します。

○市民生活課長（齋藤邦博） 市民生活課長、齋藤邦博です。どうぞよろしくお願い致します。

○監査委員事務局長（森田貴久） 監査委員事務局長の森田貴久と申します。どうぞよろしくお願い致します。

○副市長（柴 栄男） 以上となります。

本日はよろしくお願いいたします。

○委員長（崎山華英） よろしく願いいたします。ありがとうございました。

議案の質疑

○委員長（崎山華英） ただいまから、本委員会に付託されました7議案の審査を行います。
それでは、質疑に入ります。

議案第3号について、質疑がありましたらお願いいたします。

永井委員、お願いします。

○委員（永井孝佳） 1点だけ質問いたします。

不利益処分ということなんですけれども、市の場合、どのような事例が考えられるかをお伺いします。

○委員長（崎山華英） 永井委員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後 稔） 不利益処分ですが、旭市行政手続条例の第2条第1項の第5号に、
不利益処分という解説、定義がありまして、これですと「行政庁が、条例等に基づき、特定の者を名宛人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。」
というふうに規定されています。

具体的にどのようなものがあるかということでございますが、いろいろなものが想定されますが、例えば許可をしているのを取り消す、例えば道路占用許可をしているのを取り消す処分をするとか、あるいは市営住宅に入居している方に退去命令をするとか、そういったことが考えられるかと思います。

以上です。

○委員長（崎山華英） 永井委員。

○委員（永井孝佳） 分かりました。

では、公示をするということなんですけれども、どのような内容、例えば名前とか、住所とか、どのようなものを公示事項として表示するのかをお伺いいたします。

○委員長（崎山華英） 総務課長。

○総務課長（向後 稔） 聴聞の方式ですが、こちら行政手続条例の第15条第1項に、第1号から第4号まで規定されている内容でございます。第1号が、「予定される不利益処分の内

容及び根拠となる条例等の条項」、第2号が、「不利益処分の原因となる事実」。

公示するのは名宛人が行方不明とかそういった場合なんですけど、この1号と2号、この部分と、あとはその者の氏名と、あとは3号、4号のほうで、「不利益処分の聴聞の期日及び場所」、「聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地」ということで、3号と4号を公示をして、なので不利益処分となる内容というのは詳しくは書かれないんですが、名宛人が来れば、それをお知らせしますというようなことを書いたものを公示するということでございます。

○委員長（崎山華英） よろしいですか。ほかに質疑ありますか。

（発言する人なし）

○委員長（崎山華英） 特にないようですので、議案第3号の質疑を終わります。

続いて、議案第4号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（崎山華英） ありませんか。

特にないようですので、議案第4号の質疑を終わります。

続いて、議案第11号について、質疑がありましたらお願いいたします。

ないですか。

（「なし」の声あり）

○委員長（崎山華英） 特にないようですので、議案第11号の質疑を終わります。

続いて、議案第13号について、質疑がありましたらお願いいたします。

永井委員。

○委員（永井孝佳） 1点だけ質疑させていただきます。

落札率99.97%ということで、かなり予定価格に近かったなと感じています。予定価格の設定の仕方をちょっとお伺いしたいと思います。どなたがどのような感じで設定しているのか、お願いします。

○委員長（崎山華英） 永井委員の質疑に対し、答弁を求めます。

消防長。

○消防長（常世田昌也） 予定価格につきましては、消防本部のほうで設定をしています。

これについては、見積り等をいただいた中で、あとは周辺の各消防本部で大体このぐらいで入っているというものも勘案しながら、予定価格を決めています。

今般は、物価高騰とか人員の高騰が結構激しかったんで、その辺、我々もちょっとどうか

なと思ったんですが、ぎりぎりではあったんですが、入ってよかったというふうに考えています。

以上です。

○委員長（崎山華英） 永井委員。

○委員（永井孝佳） 今回は、入札者側にそういう情報は渡っていないけれども、偶然こんなに近くなったというイメージでいいんですか。それとも、ある程度、業界でこのぐらいの金額という、分かるような基準値みたいのがあったりするんでしょうか。偶然99.97%に近づいたのか、それとも指針となる参考の数値みたいのがあるのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○委員長（崎山華英） 答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（池田勝紀） その辺は、先ほど消防長で答えたと思うんですけども、ある程度事前に見積り等を取って、どのぐらいの金額というのは、それで予算を取ったりとかしています。

そんな中で、今物価高騰の勢いが激しいというところで、ある程度そこら辺は加味しながら考えていくというところです。

今回、二つ議案があって、片方は九十九点何%、片方は七十何%、そこら辺は業者の中で、例えば委員会は違うんですけども、学校備品なんかはかなりの備品がいっぱいあるので、要はもうけの幅が結構業者によっては加味できるので、そういったところで企業努力が働く割合が多いと思います。

ただ、今回の消防車両につきましては、そもそも登録業者、車両でいくと百何業者はあるんですけども、その中には普通の一般の車の販売事業者も入っていますので、本議会でも、消防長のほうで答えていたと思うんですけども、実際には消防車両とか特殊車両になると、そんなには業者も少ない中です。やっぱり物品がこのもの一つとなると、やっぱりもうけの幅というのはそんなには発生しないというところで、そこはあと入札に当たって、他業者とせめぎ合いをやる中で、自分の企業努力でどこまで安くできるかというところのせめぎ合いで、今回、物価高騰というところもあったので、結構ぎりぎりの線で入札ができたのかなと、消防長も言いましたけれども、何とか予定範囲に収まってよかったなという状況だと思っています。

○委員長（崎山華英） 永井委員。

○委員（永井孝佳） よく分かりました。

あと、すみません、もう一点、いつ頃納車になるかとかは、決まっていたりするんでしょうか。

○委員長（崎山華英） 永井委員の質疑に対し、答弁を求めます。

消防長。

○消防長（常世田昌也） 今年度の末、3月に設定をしています。業者のほうからは大丈夫だろうということで、今のところ、間に合わないとかそういう話は聞いていません。

それと1点訂正がございます。

先ほどの予定価格ですが、設定とかは我々がするんですが、最終的に決定するのは市長となりますので、すみません。訂正いたします。

○委員長（崎山華英） ほかに質疑ありませんか。

金澤委員、お願いいたします。

○委員（金澤雅哉） 指揮車の購入ということで、どれも消防車両は高額だと思うんですけども、2,611万円、これもかなり高額だと思うんです。それで、行政効果といいますか、費用対効果といいますか。そちらをお聞きしたいです。

○委員長（崎山華英） 金澤委員の質疑に対し、答弁を求めます。

消防長。

○消防長（常世田昌也） お答えいたします。

近年は、出動案件、各種災害等、こちらが複雑多様化、大規模化の一途をたどっているところでございます。そういった面から、指揮車の機能を向上させ、情報収集や、その他統括管理、これにすることによって、職員の安全にもつながりますので、効果は非常に高いものと考えています。

以上です。

○委員長（崎山華英） よろしいですか。

金澤委員。

○委員（金澤雅哉） 承知しました。ありがとうございます。

○委員長（崎山華英） ほかに質疑ありますか。

（発言する人なし）

○委員長（崎山華英） 特にないようですので、議案第13号の質疑を終わります。

続いて、議案第35号について、質疑がありましたらお願いいたします。

(発言する人なし)

○委員長（**崎山華英**） 特にないので、議案第35号の質疑を終わります。

続いて、議案第36号について、質疑がありましたらお願いいたします。

(発言する人なし)

○委員長（**崎山華英**） 特にないので、議案第36号の質疑を終わります。

続いて、議案第37号について、質疑がありましたらお願いいたします。

松木委員。

○委員（**松木源太郎**） 議案37号は、新しくできましたというか、新しくプラスされた子ども・子育て負担金の中身ですけれども、3月の定例会で、子ども・子育て負担金については、そういうものが始まるという形で話がありましたけれども、実際に今回条例改正で専決処分がされてきたわけですけれども、その金額についてお聞かせいただきたいと思います。

私のところも、今、まだ妻が75歳になっていないので、最後の通知が来たんで、そこに書いてあったものですから、そこで一応コピーを持ってまいりました。それで、ご存じですよ、担当者は分かるよね。それで、そのときには金額的なものがはっきりしなかったんですけれども、この機会に金額的なものがどういうふうになったかということをもっと教えていただきたい。

子ども・子育てについては、どういう形でもってプラスアルファされるのか、まずそれから、聞いてから再度ご質疑いたします。

○委員長（**崎山華英**） 松木委員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（**多田 仁**） それでは、課税の算定の仕方ということでお答えをいたします。

まず、均等割というものがかかります。これが1,800円プラス1,900円ということで、1人当たりの金額になります。

(「1,800円は何」の声あり)

○税務課長（**多田 仁**） 1,800円が子ども・子育て支援金の均等割というものになります。

(「均等割は1,900円と書いてあるよ」の声あり)

○税務課長（**多田 仁**） それで100円というものが、18歳以上の方ということで、18歳未満の方は全額均等割というものが軽減になりますので、その不足分を18歳以上の方で平等に負担していただくということで100円プラスになりますので、合計で1,900円ということになります。

それから、すみません。

（「1世帯当たりがあるでしょう。1世帯当たりの限度額があるでしょう」の声あり）

○委員長（崎山華英） 松木委員、ごめんなさい。ちょっとお待ちください。

○税務課長（多田 仁） 課税限度額につきましては3万円ということになります。

それから、世帯の所得割ということで、こちらのほうが……。

（「分かるように説明してくれないかな」の声あり）

○税務課長（多田 仁） すみません。所得割というものがございまして、これは世帯の所得掛ける0.25%ということで加算されます。

ですので、子ども・子育て支援金につきましては、課税限度額は世帯当たり3万円ということになりますが、先ほど申し上げました均等割、それから18歳以上の均等割、これを合わせて1,900円、それプラス、今申し上げました所得割が所得の0.25%ということで、これを計算した総額が子ども・子育て支援金分としての課税額になります。

以上でございます。

○委員長（崎山華英） 松木委員、発言ありますか。

松木委員、お願いいたします。

○委員（松木源太郎） 分からない。この説明書で分かったら大したもんですよ。実際に、本当もっとこれは基本として、こういう形で知らせてくれということで来たんでしょうけれども、こんな分かりにくい説明を国民健康保険税に入っている方たちにして、分かるはずないと思うんです。もっと分かりやすい工夫をしてもらいたい。それでもって私、全部今日コピーしてきたんだけど。幸いなことで、どうだろうと言われたら、自分のところに来ていないと分からなかったからあれなんですけれども。

そういうことで、税については、大変今、市民の方がいろんな税がかかってきて、重いなというわけで、そうすると、実際には、例えば私どものところで言いますと、子ども・子育ての関係だけでもって3万円ぐらい増えるわけです。1世帯当たり限度額3万円ですから、ほぼ限度額に近いだけ増える。ちょっと所得があるから増えるわけですけども、私の名前で来るわけですから、増えるわけですから、これは大変重い税金だと思うんです。

国のそういう制度でもって、例えば、医療分というのは、国保をやっている自治体の事業から出てくるあれですけども、今では後期高齢者支援分と、それから介護保険分の支援金と、それから子ども・子育て支援金、これを足すとどのぐらいになるかというと、最高で約

55万6,000円なんです。56万円なんです。それで、医療分の1世帯当たりの限度額が66万円なんです。旭市の場合には、これを一番上は10万円とか切っていますけれども。こういうようなことがあって、大変国保税が高いじゃないかという声が本当に流れているんです。これは国がやっている制度だから、私はしょうがないと思うんだけど、しかしこれはもう少し分かりやすくすべきではなかったですか。どうですか。担当課ではなくて、副市長も考えていただきたいと思うんですけども。どうですか。

○委員長（崎山華英） 松木委員の質疑に対し、答弁を求めます。

副市長。

○副市長（柴 栄男） すみません、今、議員がお持ちの資料を、ちょっと私確認できていないんですけども、分かりづらいという声が上がってきているものですので、そちらにつきましては、改めてまた担当課のほうと確認をしたいと思います。

以上です。

○委員長（崎山華英） 松木委員。

○委員（松木源太郎） 国の制度が悪いので、旭市を責めるわけではないんですけども、大変国保が重くて、国保から早く逃れたいというようなことでもってあるんです。これはもう国会議員がそうだったと同じです。最高では、もう500万円近くなってしまうわけですから。そういうような形のものについて、少し住民の方々にいろんな形でもって啓蒙と言ったら怒られるけれども、分かってもらえるような努力をぜひこの機会にしていきたいということをお願いしたくて発言いたしました。

以上です。ありがとうございます。

○委員長（崎山華英） よろしいですか。

ほかに質疑ありますか。

（発言する人なし）

○委員長（崎山華英） 特にないようですので、議案第37号の質疑を終わります。

以上で、付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（崎山華英） これより討論を省略して、議案の採決をいたします。

議案第3号、旭市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(崎山華英) 全員賛成。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号、東日本大震災による被災住宅の建替住宅等に係る固定資産税等の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(崎山華英) 全員賛成。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第11号、東総地区広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(崎山華英) 全員賛成。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第13号、財産の取得について、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(崎山華英) 全員賛成。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第35号、専決処分の承認について、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(崎山華英) 全員賛成。

よって、議案第35号は原案のとおり承認されました。

議案第36号、専決処分の承認について、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(崎山華英) 全員賛成。

よって、議案第36号は原案のとおり承認されました。

議案第37号、専決処分の承認について、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(崎山華英) 全員賛成。

よって、議案第37号は原案のとおり承認されました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長（**崎山華英**） ご異議ないようですので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

○委員長（**崎山華英**） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

これにて本委員会を閉会いたします。

大変お疲れさまでございました。

閉会 午前10時26分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会総務常任委員会委員長 崎 山 華 英